

京都市都市計画局工事請負契約書第 25 条第 6 項  
(単品スライド条項) 運用マニュアル (暫定版)

平成 21 年 2 月

京都市都市計画局

## 目 次

目 次	2
第1章 総論	4
1-1 本マニュアルの位置付け	4
1-2 対象工事	4
1-3 対象品目	4
1-3-1 対象品目の選定の考え方	4
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	7
1-3-3 材料価格の著しい上昇及び価格の上昇要因の把握・確認	8
1-3-4 変動額の確認	9
1-3-4-1 変動前の対象材料の単価	9
1-3-4-2 変動後の対象材料の単価	10
1-4 対象工事費の考え方	10
1-5 スライド額算定	11
1-5-1 スライド額算定の方法について	11
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	13
1-6 全体スライド条項併用時の特例	13
第2章 鋼材類	15
2-1 対象品目	15
2-1-1 対象品目の考え方	15
2-1-2 その他市場単価の扱いなど	16
2-2 対象数量	18
2-3 受注者への確認事項	19
2-4 単価(実勢価格の算定)	22
2-4-1 変動前の価格の決定方法	22
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	22
2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法	23
2-5 購入価格の評価方法	24
2-6 変動額の算定	24
2-7 計算例	25
第3章 燃料油	26
3-1 対象材料	26
3-2 対象数量	26
3-2-1 対象数量の考え方	26
3-2-2 対象数量の算定方法	27
3-2-3 その他	28
3-3 受注者への確認事項	28
3-4 単価(実勢価格の算定)	29
3-4-1 変動前の価格の決定方法	29

3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法 .....	29
3-4-3	変動後の実勢価格の決定方法 .....	30
3-5	購入価格の評価方法 .....	30
3-6	変動額の算定 .....	31
3-7	算出例 .....	31
3-7-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法 .....	31
3-7-2	機材運搬に係る燃料油の算出方法 .....	32
3-7-3	直接工事費に計上される運搬費 .....	37
3-7-3	計算事例 .....	38
第4章	請求等手続き及び提出様式 .....	39
4-1	実施について .....	39
4-1-1	スライド請求 .....	39
4-1-2	スライド額の協議開始日の通知 .....	39
4-1-3	証明書類の提出 .....	40
4-1-4	対象品目の判定 .....	40
4-1-5	スライド額協議開始 .....	40
4-1-6	スライド額決定 .....	41
4-1-7	スライド変更契約 .....	41
4-2	既済部分検査を行う場合について .....	42
4-3	部分引渡しを行う場合について .....	42
4-4	設計変更契約について .....	42
4-5	大型工事等に係る事前協議制度実施要領に基づく都市総務課との協議 .....	42
	運用手順のフロー図 .....	43
	様式集 .....	45

## 第1章 総論

### 1-1 本マニュアルの位置付け

全国的に特定の資材価格の高騰を踏まえ、平成20年6月13日付け国土交通省においては工事請負契約書に規定している単品スライド条項が発動されたものである。

京都市においても国の発動を受け、平成20年7月1日付けの理財局長通知で単品スライド条項を発動したところである。

本マニュアルは、本市の単品スライド条項の発動に基づき、都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下、「建築工事」という。）について、単品スライド条項を適用する場合の受発注者双方の認識を共有化するため、国土交通省が平成20年7月16日付けで作成した「工事請負契約書第25条第5項（単品スライドマニュアル）運用マニュアル（暫定版）」（以下、「国運用マニュアル」という）を参考に考え方を整理したものである。

また、本マニュアルについては、国運用マニュアルの改定に関する今後の状況等を踏まえ、追加・修正を適宜行うこととする。併せて、特定の主要な工事材料において著しい変動が新たに生じるような場合は、本市理財局と協議し、新たに対象品目を選定することになる。

なお、国におけるスライド条項及び単品スライド条項の導入経緯、スライド条項の趣旨、全体スライド条項と単品スライド条項の関係及び昭和55年の特約条項と今回の運用方針の違いについては、国運用マニュアルに掲載されている。

### 1-2 対象工事

- ・ 現在継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。

- ・ 単品スライド条項の適用の対象となる工事は、京都市が適用した時点（平成20年7月1日）で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。
- ・ 請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

### 1-3 対象品目

#### 1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・ 対象品目は、主要な材料で価格の著しい変動が見られる品目。（今回は、全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象品目に選定）
- ・ また、地域や工事種別によっては、2品目以外にも原油価格の高騰等により価格が著しく変動している主要な工事材料があれば、これらの材料を含む品目についても、単品スライド条項の適用について個別工事毎に協議を実施することが可能である。
- ・ ただし、特定の要因による特定の材料の著しい価格変動等を対象とする単品スライド条項の趣旨等から、2品目以外の主要な工事材料について原材料、生産主体及び機能・使用部位といった観点から品目毎に分類する必要がある。

・ なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から発注者と受注者が協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。

- ・ 工事請負契約書の第 25 条第 6 項に、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき」とされており、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、他の材料との相対的な比較も含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的に価格が著しく変動している品目を対象と選定したものである。
- ・ これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・ なお、単品スライド条項は、特定の要因による特定の資材価格の著しい変動を対象とすることから、主要な工事材料を、原材料、生産工程、生産主体及び機能・使用部位といった観点から、品目毎に分類することになる。
- ・ 建築工事を例にとると、異形棒鋼やH形鋼等の鋼材類や生コンクリート等の構造躯体を構成する材料をはじめ、内外装仕上材類、設備機器類、外構材類等と非常に多品種の材料が使用されており、その使用量も異形棒鋼等の大量に使用される材料から少量のみ使用される材料もあり、非常に多岐にわたる。また、建築工事と設備工事の違い、新築工事と改修工事の違い、外装改修と内装改修の違い等、工事内容の相違により使用される主要な工事材料の構成も工事毎に大きく異なる。
- ・ 次表に、建築工事において使用される主要な工事材料と品目分類を例示する。なお、例示された工事材料と品目全てが単品スライド条項の適用の対象となるものでないのは、1-3-2のとおりである。

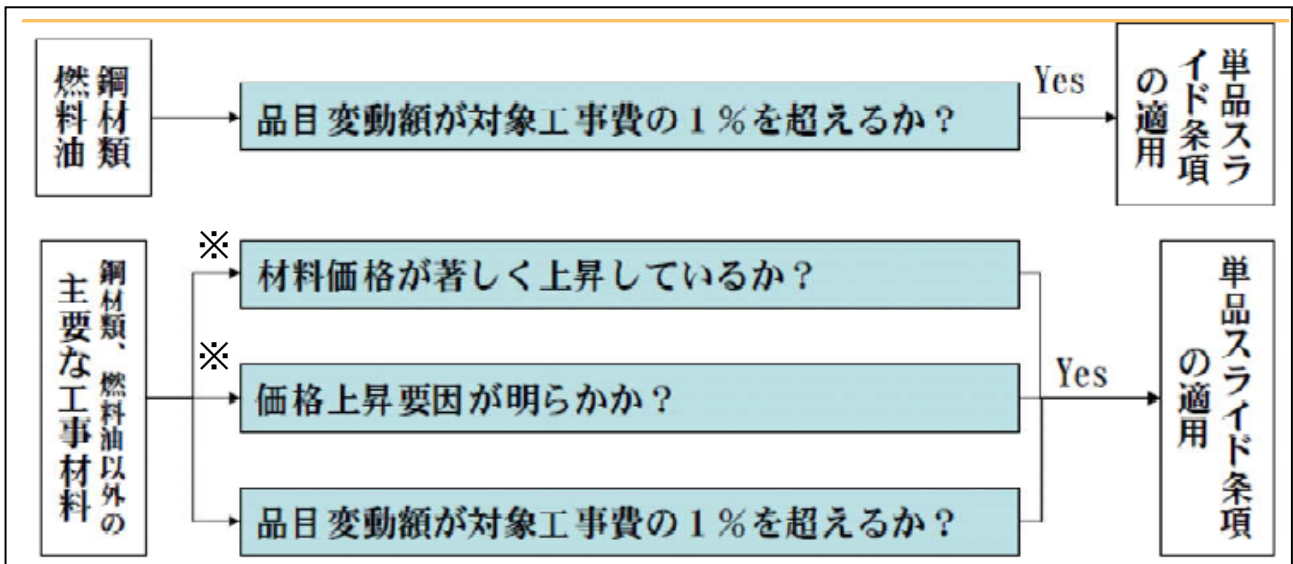
建築工事において使用される主な工事材料（例）

工種	品目分類	工事材料
建築工事	鋼材類	異形鉄筋，H形鋼，鋼板，鋼矢板，スクラップ
	燃料油	軽油，ガソリン
	コンクリート類	生コンクリート，セメント，ブロック等コンクリート二次製品
	木材類	合板（型枠用合板含む），木材
	アスファルト類	アスファルト防水材，アスファルト合材
	鋼製建具類	鋼製建具，ステンレス製建具，重量シャッター
	非鋼製建具類	アルミ製建具
	合成樹脂系材類	ビニル床タイル，ビニル床シート，ビニル幅木
	ボード類	石こうボード，ロックウール吸音板
	鋼製金具類	外装鋼板パネル，鋼製手すり，LGS
	非製金具類	外装アルミパネル，アルミ製手すり，アルミ笠木
電気設備工事	鋼材類	ねじなし電線管，厚鋼電線管
	電線・ケーブル類	IE絶縁電線，電力ケーブル，通信ケーブル
	合成樹脂系材類	PF管，CD管，硬質ビニル電線管
	照明器具類	蛍光灯器具，白熱灯器具
	盤類	分電盤，制御盤，キュービクルキャビネット
	電気機器類	変圧器，進相コンデンサ
機械設備工事	鋼材類	鋼管，鋳鉄管，ダクト
	熱源機器類	冷温水発生器，チリングユニット，ボイラー
	空調機器類	ユニット型空調機，ファンコイルユニット
	パッケージ型空調機類	エアコン，業務用エアコン
	ポンプ類	渦巻ポンプ，水中ポンプ，給水ポンプユニット
	鋼製タンク類	受水タンク，膨張タンク，ヘッダー
	衛生機具類	衛生陶器，ユニットバス

### 1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- 各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、鋼材類と燃料油の2品目のうち、品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象。
- ただし、2品目以外でも、発注者及び受注者間の個別協議に基づき、原油価格の高騰などの明確な要因により著しく価格が変動している材料を含む品目において、品目毎の増額分が対象工事費の1%を超える場合には、スライド額算定の対象とすることが可能。

- 全国的な状況から判断して材料価格の変動が著しくかつ工事の総額に及ぼす影響が大きい鋼材類と燃料油の2品目を選定したが、これらの材料を用いる工事のすべてが単品スライド条項の適用対象となるということではない。すなわち、個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が対象工事費の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- つまり、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象品目になるという趣旨である。なお、この考え方は燃料油についても同様である。
- また、2品目以外でも、地域の状況や工事内容を踏まえた発注者及び受注者間の個別協議に基づき、原油価格の高騰など明確な要因による材料価格の著しい変動が明らかとなった材料を含む品目において、品目毎の増額分が対象工事費の1%を超える場合には、スライド額算定の対象とすることができることとした。
- 単品スライド条項の適用となる条件を整理すると以下のとおりとなる。



※別途受注者から証明してもらう必要がある。

### 1-3-3 材料価格の著しい上昇及び価格の上昇要因の把握・確認

- ・ 2品目以外の主要な工事材料については、地域の状況や工事内容を踏まえた発注者及び受注者間の個別協議に基づき、原油価格の高騰など明確な要因による材料価格の著しい変動を明らかにする必要がある。

- ・ 鋼材類及び燃料油については、鉄鉱石や原料炭及び原油価格の著しい変動に伴い全国的な価格上昇が認識されている。一方、2品目以外の主要な工事材料については、個別工事毎に施工地域の市場状況や工事内容等が異なるため、単品スライド条項の適用に際しては、個別工事毎の発注者及び受注者間の協議に基づき、材料価格の著しい上昇とその価格上昇要因を十分に把握し、明確にする必要がある。
- ・ 受注者より、2品目以外の主要な工事材料について、著しい価格上昇に基づく単品スライド条項適用の請求があった場合については、当該材料の価格推移や上昇要因が十分に把握できる資料を求めるものとする。なお、当該地域における当該材料価格が物価資料等に掲載されている場合にあっては、掲載価格をもって著しい価格上昇を把握するものとする。ただし、この場合であっても明確な価格の上昇要因を把握するには不十分であると考えられるため、必要となる資料を求め個別協議を行うものとする。

#### ●物価資料等に価格情報が掲載される材料

##### 『著しい価格上昇の把握・確認』

発注者の積算における材料価格は、一般的に物価資料に掲載される価格を優先して採用することとしている。よって、物価資料に掲載される材料については、掲載価格による価格推移等より、著しい価格上昇を把握・確認することになる。

##### 『価格上昇要因の把握・確認』

物価資料には、価格情報以外に価格変動要因に関する情報も掲載されているが、単品スライド条項適用の対象品目の拡充により、特定の地域における材料価格の著しい上昇も視野に入れたことから、物価資料における情報だけでは価格上昇要因が明らかにできない場合も想定される。この場合、協議の過程において受注者に価格上昇要因に係る資料の提示を求めるなどして十分に把握し、明らかにする必要がある。

#### ●物価資料等に価格情報が掲載されていない材料

##### 『著しい価格上昇の把握・確認』及び『価格上昇要因の把握・確認』

発注者の積算において、物価資料に掲載のない材料価格については、特別調査や製造業者等への見積もり等を参考に材料価格を決定することとしている。この様な材料については、価格変動の状況を把握することが非常に困難であることから、受注者に対して変動要因も含めた購入価格及びその根拠（価格を構成する原材料費や加工費といった価格内訳）となる資料を求め、原材料費等の価格を構成する要素の価格上昇の状況を確認することで、価格上昇と要因の把握・確認を行う必要がある。

併せて、物価指数や物価資料における類似材料の価格情報等も参考に価格動向や上昇要因を明らかにする必要がある。



## 1-3-4 変動額の確認

### 1-3-4-1 変動前の対象材料の単価

- ・ 変動前の価格を算出するための単価は、発注者が設計時点に用いた単価とする。

- ・ 設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。予定価格を算出する際の材料単価とは、工事内訳書上に記載される材料単価及び記載される単価に含まれる材料単価をいう。予定価格を算出する際の単価を、材料単価の視点から分類すると以下のとおり。

#### ●材料単価

工事において使用される材料や機器類等に対応する単価。積算上は、物価資料の掲載価格や製造業者からの見積り等を参考にその材料単価が決定される。工事内訳書における本単価を設計時点における単価とする。

#### ●「材料費＋労務費等」単価

単位施工当たりが必要となる材料費や労務費等が一括して含まれた単価。一般的には、「公共建築工事標準単価積算基準」による標準歩掛りに基づく複合単価や物価資料に掲載される市場単価が該当する。設計時点における単価は以下のとおりとする。

##### 『標準歩掛りに基づく複合単価』

歩掛りは、材料や労務といった各要素と単位施工当たりの所要量から構成されている。この歩掛りに、要素毎の単価を乗じて複合単価を算定することになるため、複合単価に含まれる材料費を把握することが可能である。よって、工事内訳書における複合単価については、複合単価に含まれる材料費を設計時点の単価とする。

##### 『市場単価』

市場単価は、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ抽出することは困難である。ただし、市場単価に含まれる材料について著しい価格上昇が認められる場合等については、当該材料単価について市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に、前述の複合単価と同様の手法により、設計時点における単価として算出することが考えられる。なお、市場単価については、四半期毎に発行される物価資料に掲載されるため、調査段階と掲載の時間差が生じることなどに留意する必要がある。

#### ●「労務費等」単価

単位施工当たりが必要となる労務費等が主となる単価。単品スライド条項においては、工事において使用する材料の価格変動がその対象となることから、工事内訳書における本単価は対象外。

#### 1-3-4-2 変動後の対象材料の単価

・ 変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。ただし、「第2章鋼材類」2-4-2と同様に、受注者から提出された資料等により、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

- ・ 同一の手法とは、例えば、設計時の単価を見積りにより算出した場合、変動後の価格も見積りにより算出するということである。

#### 1-4 対象工事費の考え方

・ 「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

- ・ 出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことには変わりはない。
- ・ ただし、通常は、対象材料の価格の著しい変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。（1-5-2参照）
- ・ また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は、部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・ このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

## 1-5 スライド額算定

### 1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・ 「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。
- ・ ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

- ・ 1-3により対象となった鋼材類、燃料油及び2品目以外のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4参照）の1%を差し引いて算出する。
  - ・ なお、鋼材類、燃料油及び2品目以外の品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。
- ① 「発注者により算出された価格変動後の品目毎の金額」を採用する場合  
「発注者により算出された価格変動後の品目毎の金額」が  
「受注者における実際の品目毎の購入金額」より低い場合
- ② 「受注者における実際の品目毎の購入金額」を採用する場合  
「発注者により算出された価格変動後の品目毎の金額」より  
「受注者における実際の品目毎の購入金額」が低い場合
- ・ 落札率の扱いについては、通常的设计変更の際に当初設計と設計変更後との額の差額に落札率を乗じて予定価格を算出するのと全く同様である。なお、購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた対象工事費の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

(スライド額算定式)

$$\text{スライド額} = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

$$(M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} \quad (\text{価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額})$$

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} \quad (\text{価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額})$$

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は、実際の購入金額を基に求めることとする。(次式参照)

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} \quad (\text{価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額})$$

$$= \text{変動後の購入価格 (消費税込)} \times \text{対象数量}$$

$$= \{ p''_1 \times D_1 + p''_2 \times D_2 + \dots + p''_m \times D_m \} \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価（搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）。）

p'' : 各対象材料の購入価格

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費

(計算例)

計算例1

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額		S=2,400,000-2,000,000=400,000			

注)実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2

(消費税込み)

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額		S=1,100,000+2,400,000-1,000,000=2,500,000			

注)実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

## 1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・ 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。
- ・ ただし、既済部分検査時に、受注者から要請がある場合は、単品スライド条項を適用することができるため、出来高部分に係る数量も対象数量とできる。

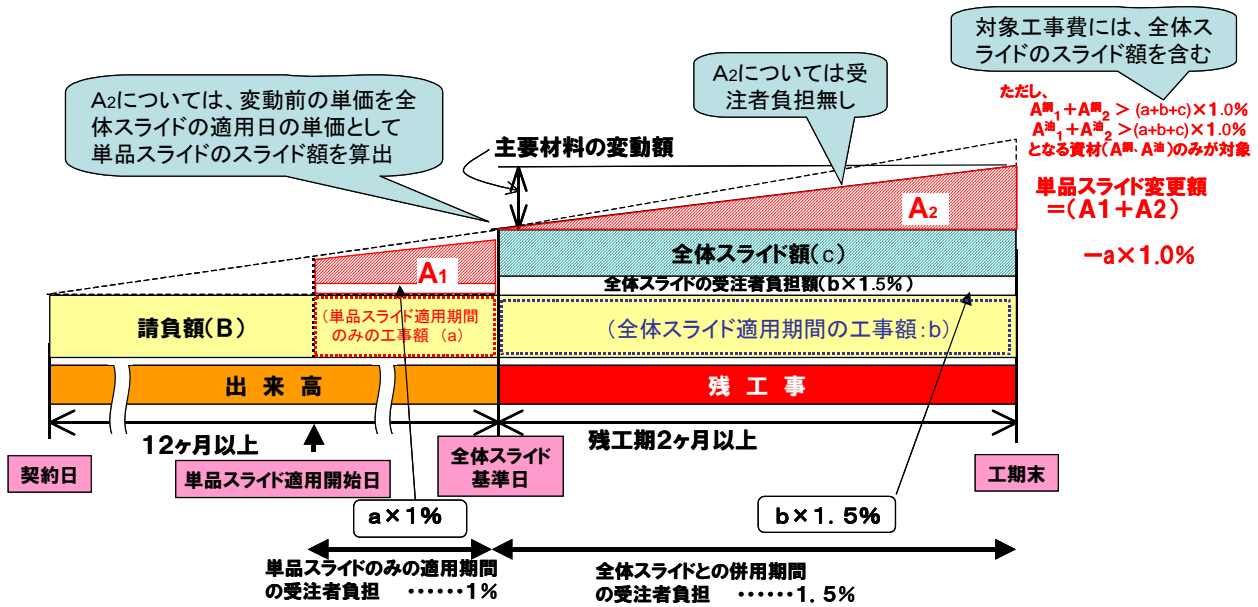
- ・ 出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
    - A) 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
    - B) 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。\*
- ※部分払い時の支払額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

## 1-6 全体スライド条項併用時の特例

- ・ 全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・ 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
  - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる
  - ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない
- ・ 単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費（1-4 参照）には、全体スライド条項のスライド額を含む。

- ・ 全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- さらに、1-3 で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



注) 1-4 のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。図中の単品スライド条項適用開始日はそれをわかりやすく表現したもので、通達の発出日ではない。

## 第2章 鋼材類

### 2-1 対象品目

#### 2-1-1 対象品目の考え方

- ・ H形鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鋼管杭，鉄鋼2次製品，配管用鋼管等，鋼材を主材料として構成されている材料及び鋼材スクラップを対象にする。（1-3-1 参照）
- ・ ただし，鋼材類を構成材料の一部とする製品（鋼製建具やコンクリート二次製品）等や，価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は，品目としての鋼材類には含めない。（1-3-1 参照）

- ・ 鉄鉱石や石炭等の原材料の著しい変動を要因として，鋼材の価格が短期間で急激に上昇していることから，鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり，具体的には，いわゆる鋼材類（H形鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鋼管杭など）の他，鉄鋼2次製品（ロックボルトなど），鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など），スクラップなどを対象とする。
- ・ しかしながら，鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については，その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから，対象品目とはしない。（しかしながら，設計図面に配筋図等が明記されているなど，その必要数量が明らかになっており，かつ，購入価格，購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば，対象品目となる可能性が排除されるものではない。）
- ・ なお，非鉄金属（アルミニウム，鉛，金，銀，銅，ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり，対象としない。
- ・ 対象品目となりうる範囲が拡充されたことから，建築工事において使用される主要な工事材料とその品目分類を1-3-1に掲載したので参照すること。

#### 対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 12≤t≤25	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200(CO建込)4段	m
ライナープレート	ライナープレート(円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

## 2-1-2 その他市場単価の扱いなど

### ①市場単価

- ・ 鋼材類を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・ 工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・ 具体的には、A表の市場単価のうち、網掛けのもの(①)は市場単価の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・ 逆に、市場単価が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

A表:鋼材類を含む市場単価工種(例)

工種	名称	規格	単位	取扱い
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工(太径鉄筋含む)(加工・組立)		t	①
防護柵設置工(ガードレール)	防護柵設置工(ガードレール設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	防護柵設置工(ガードレール設置工)耐雪型	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置(レール設置)		m	①
防護柵設置工(ガードパイプ)	防護柵設置工(ガードパイプ設置工)	土中建込、コンクリート建込	m	②
	部材設置(パイプ)		m	①
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	防護柵(横断・転落防止柵)設置・撤去工	設置 土中建込	m	①
		設置 プレキャストブロック建込	m	①
		設置 コンクリート建込	m	①
		設置 アンカーホルト固定	m	①
		設置 根巻きコンクリート設置	m	②
	部材設置・撤去工(ヒーム・パネル)	設置	m	①
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵(支柱設置工)		本	②
	落石防護柵(ロープ・金網設置工(間隔保持材付))		m	②
	耐雪型落石防護柵(ロープ・金網設置工(上弦材付))		m	②
	スチールロープ設置		本	②
防護柵設置工(落石防止網)	金網・ロープ設置		m <sup>2</sup>	②
	アンカー設置		箇所	②
	支柱(ホケット式)設置		箇所	②
吹付砕工	吹付砕工		m	②
	ラス張工		m <sup>2</sup>	②
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①
道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)		基	②
	標識柱設置(片持式)		基	①
	標識柱設置(門型式)		基	①
	標識板設置(案内標識(路線番号除く))		m <sup>2</sup>	②
	標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)		m <sup>2</sup>	①
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム、照明柱、既設標識柱 歩道橋	基	②
排水構造物工	蓋版		枚	①
鉄筋挿入工(ロックホルト工)	鉄筋挿入工		m	①
	鉄筋挿入の仮設足場工		空m <sup>3</sup>	②

注) ①:市場単価に材料費が含まれていない工種

②:市場単価に材料費が含まれている工種



- ・ 建築工事における鋼材類に係る市場単価は、B表のとおりである。
- ・ B表「取扱い」欄が(①)の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・ B表「取扱い」欄が(②)の市場単価については、材料と施工手間等の費用が一括りとなった単価であるため、材料費のみを別途算出することは不可能である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

B表：建築工事における鋼材類に係る市場単価

	工種	名称	規格	単位	取扱い
建築	鉄筋工事	鉄筋加工・組立		t	①
		鉄筋圧接		箇所	①
電気	配管工事	電線管	ねじなし電線管	m	②
機械	ダクト設備工事	アングルフランジ工法（低圧）	450 ≤ L ≤ 750	m <sup>2</sup>	②
		チャンバー（低圧±500Pa）	450 ≤ L ≤ 750	箇所	②
	保温工事	長方形ダクト・ロックウール保温材（鋼板部）	屋内露出 50mm	m <sup>2</sup>	②

#### ②賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

- ・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・ リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

## 2-2 対象数量

- ・ 鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・ 建築工事においては、原則、発注者の工事内訳書の数量を対象とする。工事内訳書の異形棒鋼やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所用数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。
- ・ 仮設工等など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。

### 建築工事における数量書とは？

単品スライド運用通達において、「建築工事における対象数量は数量書に記載された数量」とされている。ここで数量書とは、入札時に入札参加者に参考提供される資料であり、工事内訳書から単価及び金額を削除編集した資料である。よって、数量書と工事内訳書の細目項目や数量等の内容は同一のものである。

### ①設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

- ・ 鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・ また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1+ロス率））までは、対象数量とすることができる。

### 証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

- ・ このようなロス分については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるも

のする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数値とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

#### ②数量総括表に一式で計上されている仮設工など

- ・ 数量総括表に一式で計上されている任意仮設については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。
- ・ 建築工事においては、工事内訳書に一式で計上されている仮設工などを対象とする。

#### ③その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・ 価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

### 2-3 受注者への確認事項

- ・ 鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・ 提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象としない。

- ・ 単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・ このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際

よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象としないという趣旨ではない。

- なお、任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- また、鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

(納品書の例)

**納 品 書**

00002718

33606  
建設 株式会社

22 6  
送り先

発行年月日

荷渡場所 モザコミ

注文番号 019891

TEL FAX

日	日	コード	品名・規格	長さ	枚数	重量	単価	金額
06/13	1338	SD345	D 38	4.50	11	0.564		
06/13	1338			6.00	16	0.859		
06/13	1338			7.00	48	3.005		
06/13	1338			7.50	4	0.268		
06/13	1338			8.50	60	4.566		
06/13	1338			9.00	36	2.902		
06/13	1338			10.00	12	1.074		
06/13	1338			10.50	116	10.904		
06/13	1338			12.00	116	12.412		
合計								36.564

工事名 及び送り先 橋下部工事 A1橋台

(請求書の例)

**請 求 書**

00002713

33606  
建設 株式会社

22 6  
送り先

発行年月日

荷渡場所 モザコミ

注文番号 019891

支払方法 7/30 30% 日現金 70% 125 日手形

TEL FAX

月	日	コード	品名・規格	長さ	枚数	重量	単価	金額
05/19	7313	SD345	D 13	6.50	52	0.336	71.000	23.856
05/19	7313			10.00	29	0.229	71.000	16.259
合計								40.116

工事名 及び送り先 橋下部工事 A1橋台

## 2-4 単価（実勢価格の算定）

### 2-4-1 変動前の価格の決定方法

- 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- 設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。
- なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

### 2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- 価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格。
- 物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

#### ①物価資料等により実勢価格を設定する場合

- 鋼材類の販売形態は、「店売り」といわゆる「ひも付き」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2箇月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- 一方、店売りの場合は、納入の概ね1箇月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- この内容については、建設物価（（財）建設物価調査会）や積算資料（（財）経済調査会）の2008年8月号において具体的に紹介されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)	-----	←現場搬入→
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	←現場搬入→
価格調査 の流れ	----- 調査期間		8月号

## ②特別調査や見積り等による場合

- ・ 当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

### 鋼材類の価格決定

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	建設工事標準単価表による場合	当該月の設計単価により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	見積りによる場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。 実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較（アップ率）や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。

### 2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

- ・ 月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

- ・ 価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・ このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

## 2-5 購入価格の評価方法

- ・ 対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・ 購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。
- ・ 建築工事においては、工事内訳書の数量は契約上の数量ではないことから、受注者が対象品目を実際に購入した際の代金額そのものを、購入金額として扱う。

- ・ 鋼材類について、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

## 2-6 変動額の算定

- ・ 1-5 の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}})$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$  (価格変動前の鋼材類の金額)

$$= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$
$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$  (価格変動後の鋼材類の金額)

$$= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}$$
$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は、実際の購入金額を基に求めることとする。(次式参照)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$  (価格変動後の鋼材類の金額)

$$= \text{変動後の購入価格 (消費税込)} \times \text{対象数量}$$
$$= \{ p''_1 \times D_1 + p''_2 \times D_2 + \dots + p''_m \times D_m \} \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価

p'' : 各対象材料の購入価格

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象工事費



## 2-7 計算例

(落札率 95%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000		
設計図書の数量(t)	100		
	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
搬入又は購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入または購入時の数量(t)	20	30	50

○価格変動前の金額： $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 6,982,500$$

○価格変動後の金額： $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) / (20 + 30 + 50) \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 7,950,075$$

○実購入額  $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50)$

$$\times 1.05 = 7,948,500$$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = 7,948,500 - 6,982,500 = 966,000$

## 第3章 燃料油

本市の建築工事は、国等の大規模な土木工事のように燃料油を大量に消費することはほとんどなく、工事費に占める燃料油の費用割合が低いことから、燃料油が工事費総額の1%以上変動することはない。したがって、本市建築工事において燃料油をスライド対象として適用するという事例はほとんどないとする。

本マニュアルでは、国運用マニュアルを準拠し、参考として掲載することとし、適用する工事がある場合は、本章を参考に適切に運用されたい。

### 3-1 対象材料

- ・ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

- ・ 該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

### 3-2 対象数量

#### 3-2-1 対象数量の考え方

- ・ 発注者の設計数量（V）を基本とする。
- ・ 設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ・ 鋼材類が単品スライドの対象となった場合、当該鋼材の運搬に要した燃料油は対象数量としない。

#### ①発注者の設計数量（V）にカウントされている数量（発注者の設計数量（V）内）

- ・ 燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。
- ・ 燃料油の数量については工事内訳書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等の費用として単価に含み、計上されている。
- ・ 設計数量（V）は、工事内訳書における、燃料油の費用が含まれる単位面積当たり単価を構成する燃料油数量と、当該単価に対応する内訳書数量を乗じた数量とする。

#### ②発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量

- ・ 現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油

に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量（V）に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

- 発注者の設計数量（V）内
  - ①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類
- 発注者の設計数量（V）外
  - ②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類
  - ③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

### 3-2-2 対象数量の算定方法

- ・ 使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

- 設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）
  - ※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量}(V)$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$
- 設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）
  - ※V2は受注者の算出した概算数量でよい。
  - ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量}(V)$ 】の範囲内の数量とする。
- 設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）
  - ・ 3-7 「資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。
  - ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

### 3-2-3 その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

### 3-3 受注者への確認事項

- ・ 受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・ 必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

#### ①発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・ 購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・ 尚、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、概算数量計算書〔様式-3-1〕

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、概算数量計算書を提出して貰うことでよい。

#### ②発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料油

- ・ 購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式-3-2〕

#### ③発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・ 運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、  
「運搬費の内燃料代」を証明する書類

### 3-4 単価（実勢価格の算定）

#### 3-4-1 変動前の価格の決定方法

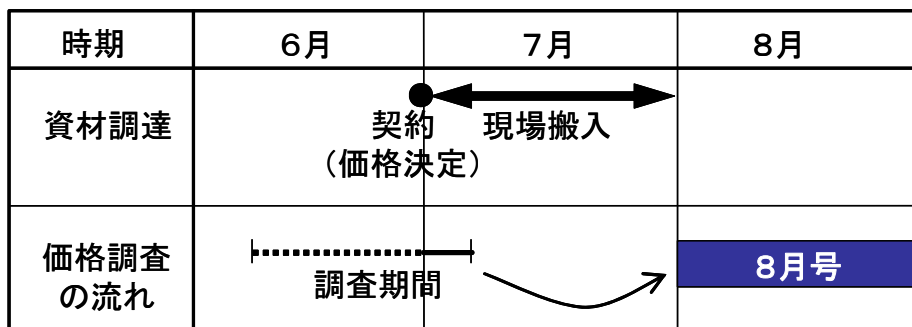
- 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

- 設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- 鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とするが、単価合意を実施しており、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その価格とすることができる。

#### 3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。
- 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）

- 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。



- 購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の (V1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V1=V	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の (V2) V2=V-V1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V2=0	X	契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・ 設計数量内の証明された対象数量 (V1) 及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量 (V3) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・ 燃料油について、3-2 のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・ なお、V1, V2, V3 が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

・ 証明された購入数量が、3-2-2 の対象数量 (V1 および V3) 以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。

・ 証明されなかった数量 (V2) については、3-4-2 に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格 (契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格) に V2 を乗じた額とする。

- ・ 受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・ 証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

### 3-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\text{変動額} = (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}})$$

$M_{\text{油}}^{\text{当初}}$  (価格変動前の燃料油の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

$M_{\text{油}}^{\text{変更}}$  (価格変動後の燃料油の金額)

$$\begin{aligned} &= \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

- $p$  : 設計時点における各対象材料の単価
- $p'$  : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価
- $D$  : 各対象材料について算定した対象数量
- $k$  : 落札率
- $P$  : 対象工事費

### 3-7 算出例

- ・ 3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値 (V3) よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

#### 3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・ 各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・ 資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

( ) の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

- Q：燃料油数量（ℓ）
- L：運搬距離（km） ※片道 【プラント及び工場等から現場までの距離】
- S：規制速度（km/H） 【各々で算出】
- P：運搬機械の機関出力（kw） 【建設機械等損料算定表 参照】
- K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-H） 【土木工事標準積算基準書 I-6-②-1 参照】
- N1：運搬車 1 台当り資材数量（単位） 【積載量÷資材単位体積当たり重量】
- N：搬入数量（単位） 【対象数量】
- ※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材：再生骨材（40mm 級）現場着価

運搬機械：10 t ダンプトラック

L：運搬距離（km） ※片道	5	km
S：規制速度（km/H）	40	km /H
P：運搬機械の機関出力（kw）	246	kw
K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-H）	0.050	ℓ /kw-H
N1：運搬車 1 台当り資材数量（m3）	4.6	m3
N：搬入数量（m3）	5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$= 5 \div 40 \times (246 \times 0.05) \div 4.6 \times 5,000 = 1,630 \text{ ℓ}$$

### 3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

#### ① 共通仮設費に計上される運搬費

○ 共通仮設費率に含まれる運搬費 ・ ・ ・ ・ ・ 単品スライド条項対象

○ 積上げ項目による運搬費 ・ ・ ・ ・ ・ 単品スライド条項対象

1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇ 一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

2) 仮設材（鋼矢板，H形鋼，覆工板等）の運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解，組立及び輸送に要する費用

◇ 運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。



- ・ 建築工事において共通仮設費に計上される運搬費

**【建築工事の場合】**

- 共通仮設費率に含まれる運搬費 . . . . . 単品スライド条項対象
- 積上げ項目による運搬費 . . . . . 単品スライド条項対象
  - 1) 重建設機械の分解, 組立及び輸送に要する費用  
標準歩掛り等を基に算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。  
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果に有効数字第 3 位を四捨五入し, 有効数字 2 桁

- Q : 燃料油数量 (ℓ )
- L : 運搬距離 (km) ※片道 (往復) **【基地から現場までの距離】**
- S : 輸送速度 30 (km/H) **【土木工事標準積算基準書 I-2-②-12 準用】**
- P : 運搬機械の機関出力 (kw) **【建設機械等損料算定表 参照】**
- K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-H) **【土木工事標準積算基準書 I-6-②-1 参照】**
- N : 搬入搬出 (回) **【搬入搬出回数】**  
運搬車両台数 (台) **【運搬車両台数】**

- ② 共通仮設費率に含まれる運搬費  
運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

**【計算例】**

建設機械 : バックホウ 0. 8m<sup>3</sup> (運搬機械 : 20 t 積トレーラ)

L : 運搬距離 (km) ※片道	15	km
S : 輸送速度 30 (km/H)	30	km /H
P : 運搬機械の機関出力 (kw)	235	kw
K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-H)	0. 075	ℓ /kw-H
N : 搬入搬出 2 (回)	2	回

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

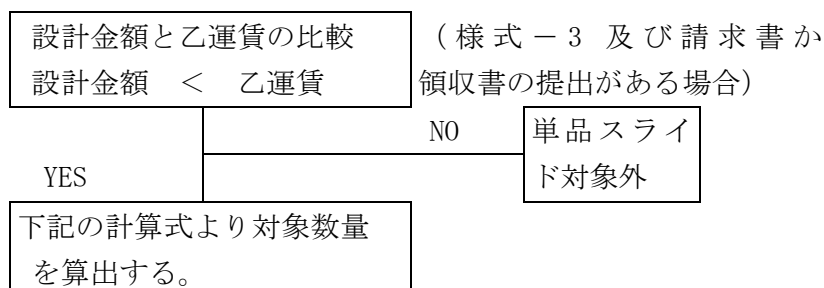
( ) の計算結果を有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0. 075) \times 2 = 18 \text{ ℓ}$$

③積上げ項目による運搬費

- 1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材（鋼矢板，H形鋼，覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械：路面切削機（運搬機械：30 t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道	100	km
S：輸送速度 30（km/H）	30	km/H
P：運搬機械の機関出力（kw）	235	kw
K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-H）	0.075	ℓ /kw-H
N：搬入搬出 2（回）	2	回

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果に有効数字第 3 位を四捨五入し，有効数字 2 桁

$$Q = 100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \text{ ℓ}$$

【計算例】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20 t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道	90	km
S：輸送速度 30（km/H）	30	km/H
P：運搬機械の機関出力（kw）	235	kw
K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-H）	0.075	ℓ /kw-H
N：台数 5（台）×2（搬入搬出）	10	台

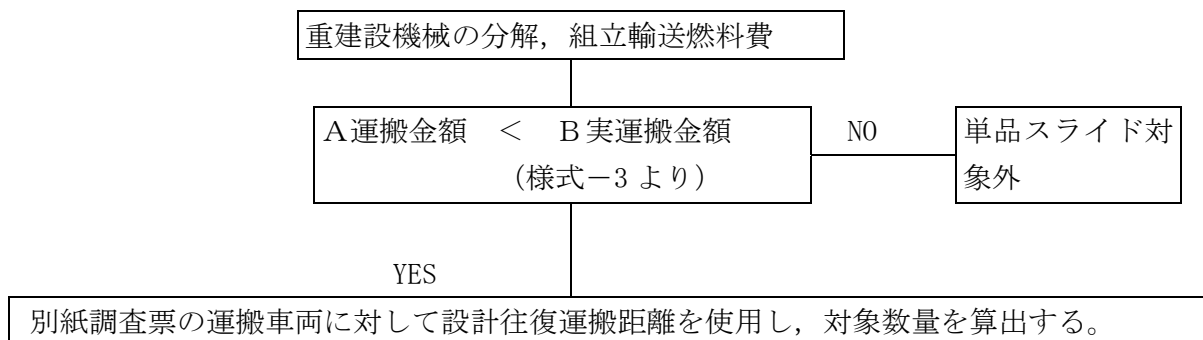
$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果を有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

④重建設機械の分解，組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬金額 = (労務歩掛 (特殊作業員) + クレーン運転歩掛) × 運転費率

詳細は，土木工事標準積算基準書 (共通編) I-2-②-20

A運搬金額

機 械 区 分	設計往復運搬距離 (km)	A : 運搬金額 (円/往復)
ブルドーザ 20t 級以上 21t 級以下 21t 級を超え 44t 級以下 44t 級を超え 63t 級以下	66 km	50,412 241,500 375,060
バックホウ 山積 1.0m <sup>3</sup> 以上山積 1.4m <sup>3</sup> 以下 山積 1.4m <sup>3</sup> を超え山積 2.1m <sup>3</sup> 以下	104 km	292,931 413,658
クローラクレーン 16t 吊以上 35t 吊以下 35t 吊を超え 80t 吊以下 80t 吊を超え 150t 吊以下 150t 吊を超え 300t 吊以下	113 km	302,794 471,315 1,226,454 2,137,659
トラッククレーン 80t 吊以上 120t 吊以下 120t 吊を超え 160t 吊以下 160t 吊を超え 360t 吊以下 360t 吊を超え 500t 吊以下	184 km	931,532 1,502,068 2,014,692 3,518,747
クローラ式杭打機 機械質量 20t 以上 60t 以下 機械質量 60t を超え 100t 以下 機械質量 100t を超え 150t 以下	155 km	390,320 669,900 978,460
オールケーシング掘削機 クローラ式 据置式	256 km	862,799 1,078,313
地盤改良機械 機械質量 20t 以上 60t 以下 機械質量 60t を超え 120t 以下 機械質量 120t を超え 170t 以下	397 km	527,508 1,445,516
トンネル用機械	384 km	679,228
連続地中壁用機械 地下連続壁施工機 クローラ式アースオーガ		1,824,972 1,044,302

※上記運搬金額は、特殊作業員(13,300円)、クレーン運転歩掛(39,200円)の場合

### 【計算例】

◇重建設機械の分解，組立（ブルドーザ 21 t 級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ 20t・トラック 4t）

L：運搬距離（km）※ 往復	66	km
S：輸送速度 30（km/H）	30	km/H
P：運搬機械の機関出力（kw）	235	kw（セミトレーラ 20t）
	137	kw（トラック 4t）
K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-H）	0.075	ℓ /kw-H（セミトレーラ）
	0.05	ℓ /kw-H（トラック）
N：運搬車両台数（台）	1	台

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

（）の計算結果を有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁

$$Q = 66 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 66 \div 30 \times (137 \times 0.05) \\ = 55 \text{ ℓ}$$

### 3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

#### ①鋼桁，門扉，工場製作品の運搬

- ・ 鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式（ $Y=15.68X+5,330$ ）

Y：輸送単価（円／t） X：運搬距離（km）

- ・ 上記の式より積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

#### ②支給品及び現場発生品の運搬

- ・ 対象数量に含まれている。（歩掛積算）

### 3-7-3 計算事例

#### 【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

軽油	既済払済み数量(7,000L)			購入数量(証明済み)							購入数量(未証明)	購入数量合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計		
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-	1,000			1,500	500		3,000	-	3,000
② 乙 購入価格 (税込み)	90	90	100	90	100	100	100	110	100		95	
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格・税抜き)	80	90	90	90	90	100	110	120	110		95	
乙 購入金額 ① × ②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000
乙 購入金額 ①' × ②				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	-	295,000
甲 実勢金額 ①+①' × ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000
甲 スライド単価 p'	$p' = \Sigma(\text{購入数量} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 5,890,000 \div (55,000 + 3,000) = 102$											

「現場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量」について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購入価格の加重平均による値を【② 乙 購入価格】とすること。

① : 未証明の購入数量 (現場内建設機械に係る数量)  
②③ : 契約月の翌月~工期末の前々月の実勢価格の平均値 (計算例の場合は、2月~7月の実勢価格の平均値)とし、甲・乙とも同単価を計上すること。

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 55,000 L  
対象数量(運用マニュアルと購入数量の小さい方) = 3,000 L

本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 = 対象数量】のため、乙の購入金額を採用  
5,475,000  
本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を採用  
295,000  
= 5,770,000

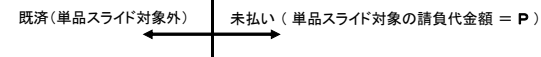
① : 証明済みの各月の購入数量 (現場内建設機械に係る数量)  
①' : 証明済みの各月の購入数量 (資機材運搬に係る数量)  
② : 当該数量を購入した際の購入価格  
③ : 購入月の実勢価格 (翌月の「物価資料等」の価格)

ガソリン	既済払済み数量(1,400L)			購入数量(証明済み)							購入数量(未証明)	購入数量小計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計		
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-		500	1,000	500			2,000	-	2,000
② 乙 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180			
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格・税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170			
乙 購入金額 ① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
乙 購入金額 ①' × ②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	-	280,000
甲 実勢金額 ①+①' × ③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
甲 スライド単価 p'	$p' = \Sigma(\text{購入数量} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 1,670,000 \div (10,000 + 2,000) = 139$											

「購入数量(証明済み)」の合計数量が設計数量を超過している場合は、「購入数量(未証明分)」については計上出来ない。  
(証明済み+未証明分) ≤ 設計数量

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方) = 8,000 L  
対象数量(運用マニュアルと購入数量の小さい方) = 1,000 L

本省通達 2. スライド額の算定 (3)の②より  
【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
(8,000/10,000) × 1,414,000 = 1,131,200  
本省通達 2. スライド額の算定 (3)の①より  
【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
(1,000/2,000) × 280,000 = 140,000  
= 1,271,200

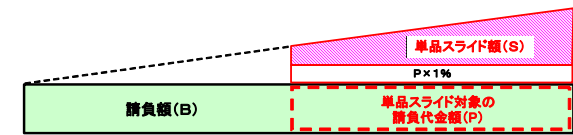


#### 【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000円 (税込み)	※部分払いの対象となった出来形部分に相応する請負代金額相当額を除く
落札率	k	90%	
当初設計単価	p	軽油 : 80円、ガソリン : 110円	
甲 スライド単価	p'	軽油 : 102円、ガソリン : 139円	
M変更・油 (甲)		[102 × (55,000 + 3,000) + 139 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 6,772,815	
M変更・油 (乙)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200	
M当初・油 (甲)		[80 × (55,000 + 3,000) + 110 × (8,000 + 1,000)] × 0.9 × 1.05 = 5,320,350	
変動額 油		6,772,815 - 5,320,350 = 1,452,465	
単品スライド額	S	1,432,242 - 50,000,000 × 1% = 952,465	

M変更・油(甲)とM変更・油(乙)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。

← 単品スライド対象の請負代金額(P)に対して、1%以上の変動有り  
← S = 変動額 油 - P × 1%



【単品スライド説明図】

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、合計額に対して足切り1%のチェックを行う点に注意!!

## 第4章 請求等手続き及び提出様式

### 4-1 実施について

- ・ 受注者側が、「請負代金額が不相当である。」ということ把握したうえで、単品スライド条項の適用を発注者に対し請求するものである。

- ・ 「請負代金額が不相当」というのは、工事材料の変動額が請負代金額の1%以上であることである。
- ・ 鋼材類と燃料油以外の工事材料について、価格が著しく変動したことによりスライド条項を適用しようとする場合には、事前に理財局調度課と協議を行うものとする。

#### 4-1-1 スライド請求

- ・ 工期末の2箇月前までに請求を行う。**様式1, 1-1**

- ・ 単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2箇月前までを原則とする。(ただし、市会上程を要するものについては、市会開催時期を勘案し協議する必要がある。)
- ・ 協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、発注者と受注者で協議の上、適切に措置する必要がある。
- ・ 工事請負契約書第25条6項に記載の「請負代金額が不相当となったと認める」ことを証明させるため、受注者から様式1-1の提出を求めることとする。<sup>\*</sup>  
※受注者として、変動額が請負代金額の1%以上であることを様式1-1で証明する。(様式1-1の単品スライド請求額が正の値)
- ・ 様式1-1の当初単価とは、受注者が想定していた単価である。(契約時に提出した請負代金額内訳書相当)

#### 4-1-2 スライド額の協議開始日の通知

- ・ スライド請求日から7日以内に、協議開始の日を決定し、受注者へ通知する。**様式2**
- ・ 協議開始日については、概ね工期末から45日以内に設定する。また、協議開始日までに証明資料が提出されない材料については、単品スライド適用外とする。

#### 4-1-3 証明書類の提出

- ・ 受注者は、4-1-2 で通知を受けた後、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する。

様式 3, 3-1, 3-2

- ・ 対象材料の中には、搬入月により当初単価を下回る場合が想定されるが、その材料についてもスライド額算定には必要となるため、受注者に証明書類を提出させる。
- ・ 様式 3 を提出してからスライド額決定まで日がないので、適宜、受注者と事前協議を行うこと。

#### 4-1-4 対象品目の判定

- ・ 発注者は、4-1-3 で受領した書類を精査し、品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が、請負代金額（判定する時点において確定している金額）の 1%以上であることを確認した場合に、スライド条項対象品目とする。

- ・ 対象品目の判定時には、受注者から提出された資料を基に算出することとする。
- ・ 受注者から提出された様式 3 において、品目ごとの変動額が請負代金額の 1%に満たない場合は、スライド対象としない。

#### 4-1-5 スライド額協議開始

- ・ 品目及び数量の確定： 4-1-4 で品目ごとの判定を行い、受注者からの申出による材料と相違があることを再確認する必要がある場合は、必要に応じ「スライド変更等協議書」をもって受注者に通知する。様式 4
- ・ 請負代金額の確定： 設計変更等により当初請負代金額の変更が生じた場合は、スライド協議開始日までにその他の変更契約を締結し、最終請負代金額を確定する。
- ・ スライド額の算定： スライド額は、4-1-4 で対象品目と認められた各材料の単価等に基づき算定を行う。すなわち、各対象材料の価格上昇に伴う変動額の合計から、請負代金額の 1%を超える額がスライド額となる。
- ・ スライド額を算定後、スライド調書を作成し、受注者と協議を行う。様式 5

- ・ 価格変動後における単価は、各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に亘って現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。
- ・ なお、スライド額算出時に使用する各材料の実勢価格は、物価資料に掲載されている価格を原則とする。



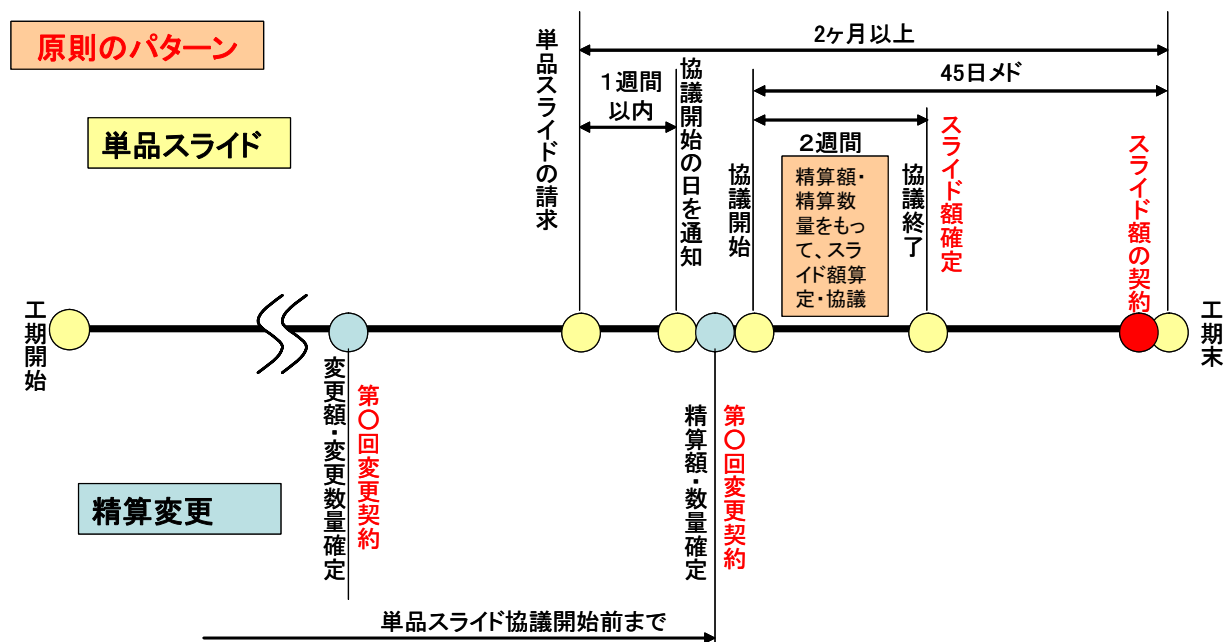
- ・ 当初積算が見積りにより1式計上されている単価は、見積書から対象材料のみを抽出し、数量及び当初単価が判別できるものについて、スライド対象とすることができる。
- ・ 材工共の単価が示されている複合単価及び市場単価は、見積りによる単価と同様に対象材料の単価が分離できる構成となっている場合について、スライド対象とすることができる。
- ・ 端数処理について、様式5-1のスライド額（S'）を算出した額に対し千円未満切捨てをおこなうこととする。（変更請負工事価格と同様の取扱い）

#### 4-1-6 スライド額決定

- ・ 発注者と受注者の双方が、スライド額協議開始日から14日以内にスライド額の合意に達したときは、発注者は受注者に通知する。受注者は通知の内容に異議のない旨を書面により発注者に回答する。**様式6, 6-1**
- ・ 14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定めた額とする。
- ・ スライド額決定後、都市総務課に協議結果の報告を行う。**様式7**

#### 4-1-7 スライド変更契約

- ・ スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることを原則とする。
- ・ スライドの契約変更は、契約担当課の事務手続き上、工期末の7日までに変更契約依頼を行う。



※市会案件については、市会開催時期等を考慮し、受注者や関係各課と十分調整し実施すること。

#### 4-2 既済部分検査を行う場合について

- ・ 既済部分検査時に、受注者から要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・ 既済部分検査を実施する場合は、その部分について受注者がスライド適用の請求対象とした旨の要請がある場合は、その旨を「既済部分検査請求書」に記載する。**様式8**
- ・ また、既済部分検査を行った場合、検査職員は、既済部分検査結果通知書に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。**様式8-1**
- ・ なお、既済部分検査請求書に単品スライド条項適用の要請がなく、その後、既済部分検査以降に搬入された材料に対して単品スライド適用の請求があった場合、スライド額算定は、既済部分検査以降を対象工事費<sup>\*</sup>とし、その1%を受注者負担分とする。

※ 請負代金額から既済部分請求時の出来高金額（請負代金額相当額）を除いたもの

#### 4-3 部分引渡しを行う場合について

- ・ 部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2箇月前までに請求。

- ・ 設計図書に指定部分の部分引渡しに関する記載事項があり、当該工事部分について、単品スライド条項を適用させようとする場合は、部分引渡しを行う2箇月前までに単品スライドの請求を受けなければならない。すなわち、部分引渡しは、部分的に竣工させることであるため、その日を工期末として、単品スライドの事務処理を行うこととする。
- ・ その際、スライド額算定は、部分引渡しを行う対象工事費<sup>\*</sup>の1%を受注者負担分とする。

※ 部分引渡し時の出来高金額（請負代金額相当額）

#### 4-4 設計変更契約について

- ・ スライド額を決定する際に、対象数量及び請負代金額を確定するため、事前に設計変更の事務処理を完了し、変更契約を締結すること。

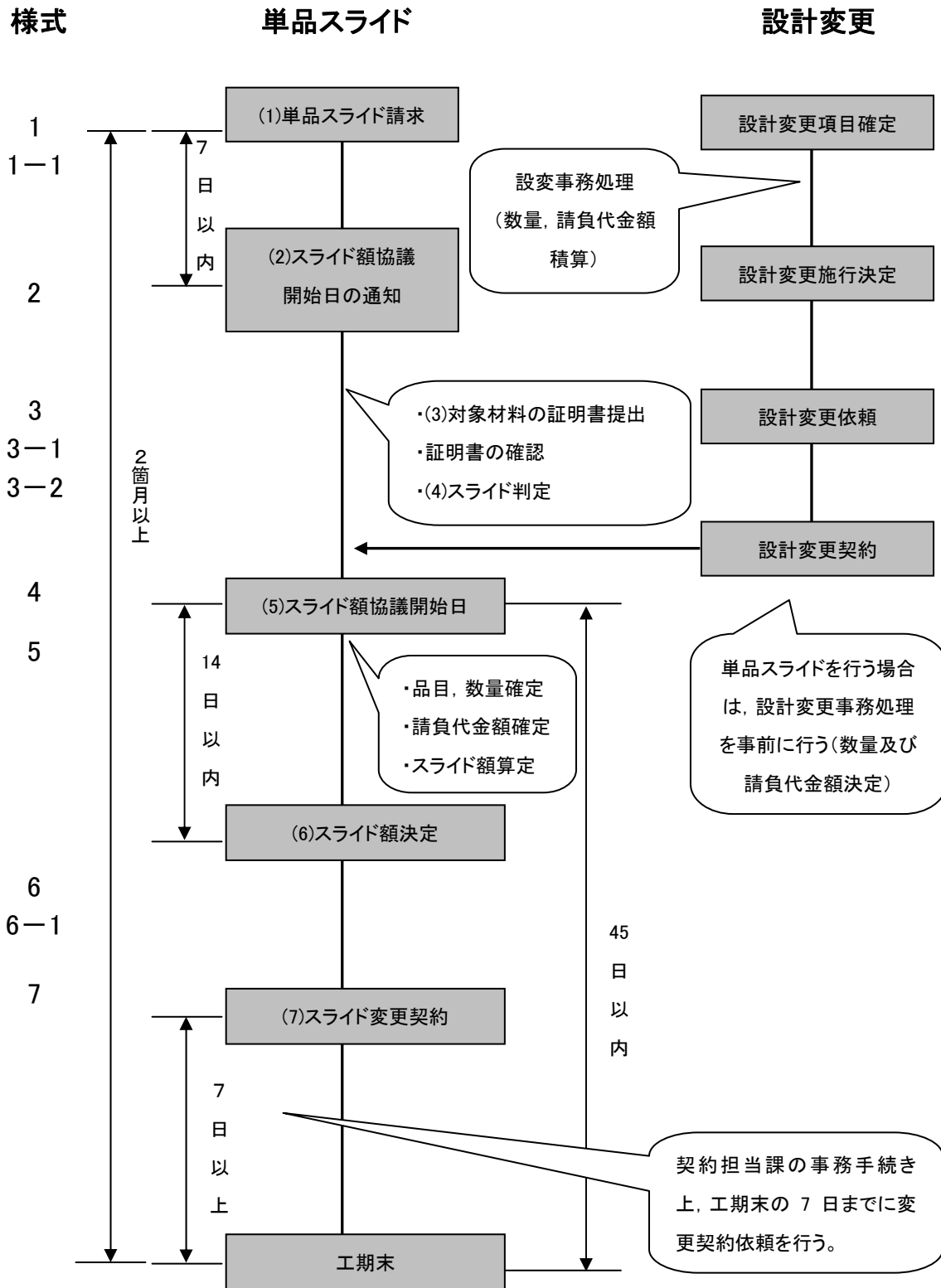
- ・ スライド額は、落札率及び消費税相当額が含まれていることに注意する。

#### 4-5 大型工事等に係る事前協議制度実施要領に基づく都市総務課との協議

- ・ 他の設計変更と同様、変更後の設計金額又は設計変更の増減金額が、要綱の対象となる場合は、事前協議を必要とする。

この場合において、設計金額及び設計変更の増減金額は、スライド額を含むものとする。

## 運用手順のフロー図





## 様式集

様式 1

年 月 日

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請 負 者 ○ ○ ○ ○  
住 所 ( )  
氏 名 ( 印)

工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、 年 月 日付け契約締結した下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第 25 条第 6 項に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

記

- 1 工 事 名 ( )
- 2 工 事 場 所 ( 地内 )
- 3 請負代金額 (¥ )
- 4 変更請求概算額 (様式 1-1 請負代金額変更請求額概算計算書に記載のとおり)
- 5 工 期 ( 年 月 日 から 年 月 日 まで)

※本様式に記載する変更請求概算額は、あくまで概算額であり、内容を精査することで請求額に変更が生じる場合があるが、そのことをもって再提出を求めるものではない。

様式 1-1

年 月 日

請負代金額変更請求額概算計算書

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請 負 者 ○ ○ ○ ○

住 所 ( )

氏 名 ( 印 )

工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

- 1 工事名 ( )
- 2 工事場所 ( 地内 )
- 3 請負代金額 (¥ )

記

品 目	規 格	単 位	数 量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	H○年○月 計
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	H○年○月 計
○鋼計	○	t	0.0		0.0		0.0		0.0	○鋼合計
鋼材類 合計					0.0		0.0		0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年△月	0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年△月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	H○年△月 計
□油計	○	L	0.0		0.0		0.0		0.0	□油合計
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年□月	0.0	
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H○年□月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	H○年□月 計
△油計	○	L	0.0		0.0		0.0		0.0	△油合計
燃料油 合計					0.0		0.0		0.0	
変動額									0.0	
単品スライド請求額									0.0	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

様式 2

年 月 日

請負者

〇〇〇〇 様

京都市長 〇 〇 〇 〇  
( 担 当 )

工事請負契約書第 25 条第 9 項に基づく協議の開始の日について (通知)

標記について、 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第 25 条第 9 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 工 事 名 ( )
- 2 工 事 場 所 ( 地内 )
- 3 スライド額協議開始日 ( 年 月 日※ )

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、3 のスライド額協議開始日に「工期末の 45 日前」と記載する。



様式 3

年 月 日

請負代金額変更請求額計算書

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請 負 者 ○ ○ ○ ○

住 所 ( )

氏 名 ( 印 )

工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

- 1 工事名 ( )
- 2 工事場所 ( 地内 )
- 3 請負代金額 (¥ )

記

品 目	規 格	単 位	数 量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差 額	備 考
記載例											
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○商社	H○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○商社	H○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0			0.0	H○年○月 計
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○商社	H○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○商社	H○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0			0.0	H○年○月 計
○鋼 計	○	t	0.0		0.0		0.0			0.0	○鋼合計
鋼材類 合計					0.0		0.0			0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年△月	0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年△月	0.0	
			0.0		0.0		0.0			0.0	H○年△月 計
□油 計	○	L	0.0		0.0		0.0			0.0	□油合計
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	□□石油	H○年□月	0.0	
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	□□石油	H○年□月	0.0	
			0.0		0.0		0.0			0.0	H○年□月 計
△油 計	○	L	0.0		0.0		0.0			0.0	△油合計
燃料油 合計					0.0		0.0			0.0	
変動額										0.0	
単品スライド請求額										0.0	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。  
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

様式 3-1

年 月 日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請負者 ○ ○ ○ ○

住所 ( )

氏名 ( 印 )

年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

- 1 工事名 ( )
- 2 工事場所 ( 地内 )
- 3 請負代金額 (¥ )

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備考
記載例											
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	H○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
購入数量(証明済み)合計			0.0								
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	H○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	H○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	H○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
購入数量(未証明)合計			0.0								

(注)

- 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

### 様式 3-2

#### 各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代								
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先		
記載例																
再生骨材	○	m3	0.0	0.0	0.0	□□砂利	H○年○月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	△△石油		
								○油	○	L	0.0	0.0	0.0	◎◎石油		
再生骨材	○	m3	0.0	0.0	0.0	□□砂利	H○年△月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	△△石油		
								○油	○	L	0.0	0.0	0.0	◎◎石油		
重建設機械	ブルドーザ 21t級	回	0.0	—	—	○○リース	H○年□月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油		
										計	0					

様式 4

年 月 日

スライド変更等協議書

請負者

〇〇〇〇 様

京都市長 〇 〇 〇 〇  
( 担 当 )

1 工 事 名 ( )

2 工 事 場 所 ( 地 内 )

3 工 期 ( 年 月 日 から 年 月 日 まで)

年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第25条第6項の適用に基づき請負代金額の変更請求について、別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要に応じて使用。



様式 5

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
設 計 書 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
ス ラ イ ド 額 (S <sub>最終</sub> )	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

京 都 市 長      ○   ○   ○   ○

様式 5-1(別添)

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①-②) (消費税相当額含む)	
④ ( $M_a^{\text{変更}} - M_a^{\text{当初}}$ ) 又は (請負の購入金額・a - $M_a^{\text{当初}}$ ) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	
⑤ ( $M_b^{\text{変更}} - M_b^{\text{当初}}$ ) 又は (請負の購入金額・b - $M_b^{\text{当初}}$ ) の安い方 (消費税含む・落札率考慮)	

注) ④, ⑤の a, b は対象品目 (鋼材, 油, その他品目) を示す。

1) スライド額 (S)

$$S = \{ (M_a^{\text{変更}} - M_a^{\text{当初}}) + (M_b^{\text{変更}} - M_b^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \}$$

$$= ④ + ⑤ - ③ \times 1/100 =$$

$$M_a^{\text{当初}}, M_b^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_a^{\text{変更}}, M_b^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

- |                                    |   |                   |
|------------------------------------|---|-------------------|
| $M_a^{\text{変更}}, M_b^{\text{変更}}$ | : | 価格変動後の材料の金額       |
| $M_a^{\text{当初}}, M_b^{\text{当初}}$ | : | 価格変動前の材料の金額       |
| p                                  | : | 設計時点における各対象材料の単価  |
| p'                                 | : | 価格変動後における各対象材料の単価 |
| D                                  | : | 各対象材料について算定した対象数量 |
| k                                  | : | 落札率               |

2) スライド額 (S') = スライド額 (S) × 100/105 =

(千円未満切捨て)

3) 消費税相当額 = スライド額 (S') × 0.05 =

4) スライド額 (S<sub>最終</sub>) = スライド額 (S') + 消費税相当額 =

様式 6

年 月 日

請負者

〇〇〇〇 様

京都市長 〇 〇 〇 〇  
( 担当 )

工事請負契約書第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付けで請求のあった標記について, 工事請負契約書第 25 条第 8 項に基づき, 下記のとおり協議する。

記

- 1 工 事 名 ( )
- 2 スライド請求時に記載された契約年月日 ( 年 月 日 )
- 3 変更契約年月日 ( 年 月 日 )
- 4 スライド額 (増) (¥ )



様式 6-1

年 月 日

(あて先) 京都市長

請負者  
住所  
商号又は名称  
代表者名

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(回答)

年 月 日付けで協議のあった  
工事 ただし、 工事に  
おける工事請負契約書第25条第6項に基づくスライド金額について異存ありません。

記

スライド額 (増) ¥ 円

様式 7

年 月 日

都市総務課長

(工事担当課) 課長  
(担当 )

スライド額協議結果報告書

対象工事名	京都市 工事 ただし、 工事
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額 (最終)	円 (消費税等を含む。) ※スライド額含む
協議後のスライド額	円 (消費税等を含む。)
請求日	年 月 日
協議開始日	年 月 日
協議成立日 (スライド額決定)	年 月 日
備 考	(スライド判定により対象品目等が変更になった場合、協議が整わなかった場合等、特筆すべき事項を記載する。)

## 既 済 部 分 検 査 請 求 書

(あて先) 京都市長

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請負者 住 所 ( )  
氏 名 ( 印 )

第 37 条第 2 項  (部分払)  
第 38 条第 1 項  (部分引渡し)  
契約書 第 40 条第 4 項  (前金払) に基づき関係図書をそえて  
第 46 条第 2 項  (甲の解除権)

既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第 25 条第 6 項の請求対象とすることを併せて要請します。

1 工 事 名 ( )  
2 工 事 場 所 ( )  
3 検 査 先 ( )  
4 工事請負代金額 ( ¥ )  
5 契約年月日 ( 年 月 日 )  
6 工 期 ( 年 月 日 から 年 月 日 まで)

注 1: □内には、該当する項目にレを記入すること。

様式 8-1

## 既済部分検査結果通知書

第 年 月 日 号

(請負者)

様

京 都 市 長  
(担当 都市計画局都市企画部都市総務課)

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

検査年月日	年 月 日
工事名	
工事場所	
検査先	
検査の種類	<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 甲の解除権
工事請負代金額	¥
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
検査結果	

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第 25 条第 6 項の請求対象とする。

注 1： □内には，該当する項目にレを記入すること。

【参考様式】単品スライド適用時に作成する工事設計書(表紙)

	課長		課長補佐 係長		係員		照査
	設計	年	月		工期		

工事変更設計書(スライド適用)

工事場所 京都市 地内

工事名 京都市 工事

ただし、

設計変更があった場合は、変更時に算出した請負金額を記入する。

設計変更があった場合は、変更後の設計金額を記入する。

	設計金額	請負金額
工事費	① 円	② 円
工事価格	円	円
地方消費税及び消費税込額	円	円

様式 5-1  
スライド額計算書  
参照

スライド額 (S<sub>最終</sub>) ¥○○○円 ③→税込み金額

施行決定書に記載する金額

スライド額を含めた設計額	設計工事費+スライド額 (S <sub>最終</sub> ) (①+③)	○○○円
スライド額を含めた変更契約金額	請負工事費+スライド額 (S <sub>最終</sub> ) (②+③)	○○○円

契約金額  
(受注者に支払う金額)